

大阪市告示第594号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和8年5月7日（木）	午前9時から 午後7時まで
	令和8年5月11日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年5月18日（月）	午前9時から
	令和8年5月25日（月）	午後7時まで
南港中央庭球場	令和8年5月7日（木）	午前9時から 午後7時まで
	令和8年5月11日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年5月18日（月）	午前9時から
	令和8年5月25日（月）	午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和8年5月2日（土）から 同月3日（日）まで	午前7時から
	令和8年5月5日（火）から 同月6日（水）まで	午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)